

三重県公私立高等学校協議会設置要綱

(設 置)

第1条 公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭和36年法188号）第4条（*）の趣旨に基づいて、県内の公私立高等学校における教育上の諸問題についての相互の意見交換をはかり、もって高等学校教育の円滑な推進に資するため、三重県公私立高等学校協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 公私立高等学校の生徒募集に関すること。
- (2) その他公私立高等学校教育に係る重要事項に関すること。

(組 織)

第3条 協議会は、次に掲げる者（以下「委員」という。）をもって組織する。

- (1) 別表に定める者 3名
- (2) 県立高等学校関係者 3名
- (3) 県内私立高等学校関係者 3名
- (4) 有識者等 2名
- (5) 中学校関係者 2名

2 協議会には必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

3 協議会には、必要に応じて専門の事項を調査するため、別途部会を設置することができる。

(会長等)

第4条 協議会には、各委員の互選により会長及び副会長を置く。

(会議等)

第5条 協議会の会議は、必要の都度会長が招集し、会長が議長となる。

2 会長に事故あるときは、副会長がその職務を代行する。

(任 期)

第6条 委員の任期は、委嘱の日から当該年度末までとする。

(庶 務)

第7条 協議会の庶務は、三重県教育委員会事務局教育政策課及び環境生活部私学課において処理する。

(雑 則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営についての必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成25年5月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月1日から施行する。

別表

知 事 部 局	環境生活部副部長	1 名
教育委員会事務局	副教育長	1 名
私立高等学校設置者	私学協会が推薦する者	1 名

(*) 都道府県は、高等学校の教育の普及及び機会均等を図るため、その区域内の公立の高等学校の配置及び規模の適正化に努めなければならない。この場合において、都道府県は、その区域内の私立の高等学校並びに公立及び私立の中等教育学校の配置状況を十分に考慮しなければならない。